【重要】特別徴収税額通知データの取扱いについて

当市での特別徴収税額通知の電子データ対応につきましては、下記のとおりとなります。

今回の給与支払報告書の提出手段と総括表への記載内容により、5 月の特別徴収税額通知に関する郵送物が変わりますので、本案内をご確認いただき、ご提出をお願いします。

1　通知について

・副本の税額通知データ送付、紙送付はございません。

紙での通知を希望した場合に電子データの提供は致しかねます。

また、電子データ通知を希望した場合、紙の提供は致しかねます。

上記取扱いは、事業所用、納税義務者用共通です。

・変更通知は当初通知と同じ通知方法となります。

2　電子データ提供を希望するには

・**eLTAX(地方税ポータルシステム)での給与支払報告書提出が必須**となります。

・給与支払報告書提出時に受取方法を選択します。
事業所用と納税義務者用、それぞれ受取方法を選べます。

・電子通知の受取先 e-mail アドレスを必ず入力してください。
入力がない場合は、書面通知となります。

・納税義務者用の電子通知を希望する場合は、受給者番号の設定が必須です。
受給者番号は提出者が任意のものを設定しますが、使用できる文字、文字数には決まりがあります。

上記、eLTAX による給与支払報告書の提出方法などの詳細は下記 HP でご確認ください。

地方税ポータルシステム HP　URL:https://www.eltax.lta.go.jp

3　提出した通知受取方法を変更するには

・「特徴税額通知受取方法変更届出書」のご提出をお願いします。

eLTAX で給与支払報告書を提出した後に、受取方法のみを変更したい場合には**提出内容の確認に時間を要するため、できるだけ、eLTAX で再度送信はしないようにお願いします。**様式につきましては市のＨＰから入手くださいますようお願いします。

また、事務処理の都合上、４月中旬までに手続きくださいますようお願いします。

4　特別徴収税額通知に係る郵送物について

下記表で**「書面」と「要」となっているものを郵送**いたします。

→**給与支払報告書総括表の記載内容で決まります**。提出前によくご確認ください。

パターン	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
事業所用通知	電子	電子	電子	電子	書面	書面	書面	書面
納税義務者用通知	電子	電子	書面	書面	電子	電子	書面	書面
納入書	不要	要	不要	要	不要	要	不要	要

・書面による給与支払報告書提出の場合は、⑦か⑧となります。

・上記①以外は特別徴収関係綴を同封します。①に該当する場合は市の HP より入手をお願いします。

・共通納税を利用している場合、納入書は不要です。納入書が本当に必要か今一度、ご確認の上、「要・不要」の選択をお願いします。毎月の天引き額は事業所用通知で確認できます。